

青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 (第6期計画)の基本的事項

平成26年5月22日

青森市高齢者福祉 介護保険事業計画 (第6期計画) の概要

1 策定の目的

高齢者がいきいきとした生活を送り、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉施策や介護保険事業の一層の充実を図る必要があることから、平成26年度で計画期間が終了する現行計画(第5期計画)を改定し、新たに平成27年度から29年度までを期間とする「青森市高齢者福祉 介護保険事業計画(第6期計画)」を策定するものである。

2 計画の位置づけ

老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する法定計画である。

高齢者に関する施策を一体的に推進するため、青森市の総合計画の「分野別計画」に位置付ける。

3 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3ヵ年計画
(介護保険法第117条第1項の規定に基づき、3年を1期とする)

4 策定体制等

(1) 検討組織

青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会 (臨時委員5名追加)

(2) 市民意見の反映

アンケート調査 (ニーズ調査) の実施

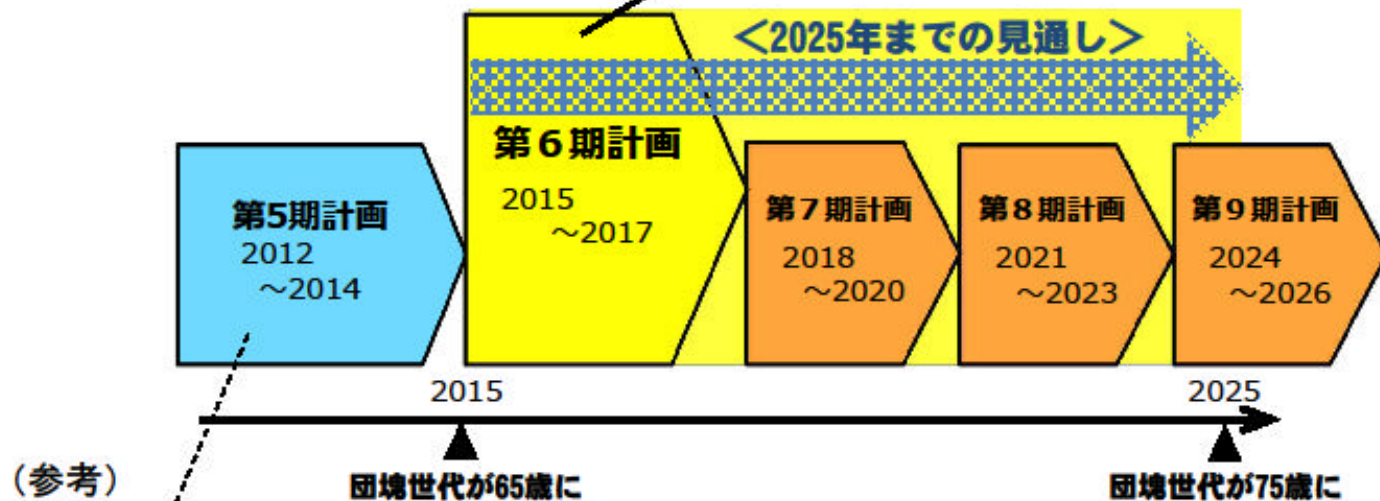
パブリックコメントの実施

第6期高齢者福祉事業計画 基本的事項（第6期計画への展望）



2025年を見据えた介護保険事業計画の策定

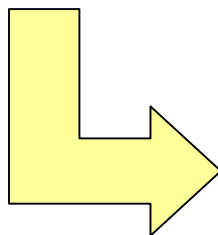
- 第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくもの。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート

第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

1 地域包括ケアシステムの基本的理念



- (1) 介護給付等対象サービスの充実・強化
- (2) 医療との連携による継続的な支援体制の整備
- (3) 介護予防の推進
- (4) 日常生活を支援する体制の整備
- (5) 高齢者の住まいの安定的な確保

2 認知症施策の推進

3 2025年(平成37年)を見据えた地域包括システムの構築に向けた目標

4 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

6 介護サービス情報の公表

7 介護給付等に要する費用の適正化

8 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携

第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

1 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

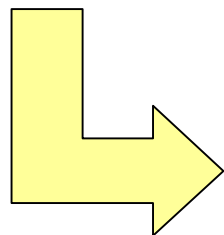
- (1) 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化
- (2) 2025年度(平成37年度)の推計及び第6期の目標
- (3) 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- (4) 要介護者等地域の実態の把握
- (5) 日常生活圏域の設定
- (6) 他の計画との関係
- (7) その他

2 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- (1) 日常生活圏域
- (2) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込
- (3) 各年度における地域支援事業の量の見込

3 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

(1) 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項



在宅医療・介護連携の推進
認知症施策の推進
被保険者の地域における自立した日常生活の支援
日常生活を支援する体制の整備
高齢者の居住安定に係る施策との連携

(2) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

(3) 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策

(4) 介護給付対象サービス、予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項

(5) 市町村独自事業に関する事項

(6) 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

(7) 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項